



山形県公報

平成21年10月2日(金)
第2081号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……1081
- 国が買収する予定の土地の公示……………(農村計画課) ……同
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定……………(庄内総合支庁森林整備課) ……1082
- 県道の供用の廃止……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……1083
- 土地区画整理組合の理事の退任の届出……………(都市計画課) ……同
- 土地区画整理組合の理事の就任の届出……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………1084
- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………1086
- 資金管理団体の指定……………同
- 資金管理団体の届出事項の異動……………同
- 資金管理団体の指定の取消……………同

## 告 示

### 山形県告示第873号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                       | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------------|-----------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社託人会<br>東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4 | ドレミファッションステイ<br>東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4 | 短期入所        | 平成21. 9. 14 |

### 山形県告示第874号

農地法(昭和27年法律第229号)第44条第1項の規定により国が買収する予定の土地は、次のとおりである。

平成21年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地の区域

| 地区名 | 土地の区域                         |
|-----|-------------------------------|
| 普門院 | 米沢市大字関根字鹿ノ子19568              |
| 大舟  | 東置賜郡川西町大字大舟字大元下1587-1及び1588-1 |

- 2 買収することが適当である理由  
自作農の経営を安定させるため、開発して農地とすることが適当な土地であるため。
- 3 土地の利用予定の概要

| 地区名 | 面積     | 農地とすべき土地 |
|-----|--------|----------|
| 普門院 | 175㎡   | 175㎡     |
| 大舟  | 3,302㎡ | 3,302㎡   |

- 4 その他  
この告示の内容に不服がある者は、この告示のあった日の翌日から起算して30日以内に、知事に対して異議申立てをすることができる。

#### 山形県告示第875号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

平成21年10月2日

山形県知事 吉村美栄子

#### 1 区域及び期間

| 区 域   |                                       | 期 間                       |
|-------|---------------------------------------|---------------------------|
| 市 町 名 | 大 字 名 又 は 町 名                         |                           |
| 鶴岡市   | 茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜        | 平成21年10月30日から平成22年6月20日まで |
| 酒田市   | 宮海、古湊、高砂、新町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中 | 同上                        |
| 遊佐町   | 菅里、北目、江地、藤崎及び比子                       | 同上                        |

- 2 森林病虫害等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容  
松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。
- 4 命令をしようとする理由  
1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他必要な事項
- (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
- (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から2週間以内に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に

- その旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を經由して、知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

**山形県告示第876号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり廃止する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成21年10月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成21年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |           |                                        |
|-----------|----------------------------------------|
| 1 路 線 名   | 木地山九野本線                                |
| 2 供用廃止の区間 | 長井市平野字折草下4157番13から<br>同 字北脇ノ沢4164番12まで |
| 3 供用廃止の期日 | 平成21年10月2日                             |

**山形県告示第877号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により届出のあった寒河江市木の下土地区画整理組合の理事のうち、次の者が退任した旨の届出があった。

平成21年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 住 所          | 氏 名     |
|--------------|---------|
| 寒河江市七日町2番41号 | 遠 藤 茂 樹 |
| 寒河江市七日町1番41号 | 渡 辺 恒 雄 |

**山形県告示第878号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により届出のあった寒河江市木の下土地区画整理組合の理事のうち、次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 住 所           | 氏 名     |
|---------------|---------|
| 寒河江市丸内三丁目9番5号 | 安孫子 峯一郎 |
| 寒河江市七日町3番25号  | 工 藤 晃 一 |

**山形県告示第879号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成21年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |         |                           |
|---------|---------------------------|
| 1 指定の番号 | 私道村総建第115号                |
| 2 指定の場所 | 寒河江市本楯四丁目50-9、52-4、52番先   |
| 3 道路の現況 | 幅員6.00メートル<br>延長37.98メートル |
| 4 指定年月日 | 平成21年9月18日                |

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成21年10月2日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日           |
|-------------|--------|----------|----------------|-----------------|
| 塩田秀雄後援会連合会  | 和田 廣   | 加藤 茂     | 南陽市漆山1128番地    | 平成<br>21. 7. 16 |
| 飯沢テツ後援会     | 飯沢 三幸  | 佐藤 孝志    | 西置賜郡小国町大字増岡784 | 同<br>7. 22      |
| 阿部ひとみを励ます会  | 阿部 ひとみ | 高橋 義明    | 酒田市新堀字豊森12番地   | 同<br>7. 28      |
| 本田よし子を励ます会  | 武田 正夫  | 日下部 一之   | 東村山郡山辺町大寺586   | 同<br>7. 31      |
| 梅津じゅんし後援会   | 新田 嘉一  | 柴田 伊佐雄   | 酒田市一番町3番地24号   | 同<br>8. 10      |
| 小野寺佳克後援会    | 澤田 正文  | 帯谷 伸一    | 鶴岡市大西町23番29号   | 同<br>8. 27      |
| 田中斉後援会      | 阿部 榮一  | 阿部 友幸    | 酒田市宮野浦二丁目1-41  | 同<br>9. 1       |
| 夢あふれる酒田を創る会 | 新田 嘉一  | 柴田 伊佐雄   | 酒田市一番町3番地24号   | 同<br>9. 3       |
| 榎 会         | 加藤 恒介  | 土田 一彦    | 鶴岡市少連寺乙24      | 同<br>9. 4       |
| 鶴岡未来創造の会    | 本城 昭一  | 加藤 賢     | 鶴岡市少連寺甲84      | 同               |
| 草島進一を応援する会  | 草島 裕子  | 草島 裕子    | 鶴岡市道田町21番29号   | 同<br>9. 15      |

#### 山形県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成21年10月2日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

#### 1 政党の支部

| 政治団体の名称   | 異動事項  | 内 容   |           | 届出年月日           |
|-----------|-------|-------|-----------|-----------------|
|           |       | 新     | 旧         |                 |
| 自由民主党酒田支部 | 代 表 者 | 佐 藤 弘 | 阿 部 與 士 男 | 平成<br>21. 6. 30 |

|                 |            |                  |                    |           |
|-----------------|------------|------------------|--------------------|-----------|
| 自由民主党真室川町支部     | 主たる事務所の所在地 | 最上郡真室川町大字及位430-2 | 最上郡真室川町大字平岡1037-2  | 同<br>7.21 |
|                 | 代 表 者      | 佐 藤 忠 吉          | 斎 藤 実              |           |
|                 | 会 計 責 任 者  | 五 十 嵐 久 芳        | 佐 藤 忠 吉            |           |
| 自由民主党山形県看護連盟支部  | 主たる事務所の所在地 | 山形市松波四丁目1番39号 2F | 山形市松波三丁目6番19号 102号 | 同<br>7.30 |
| 自由民主党山形県酒田市第二支部 | 主たる事務所の所在地 | 酒田市若原町12-39      | 酒田市両羽町1-1          | 同<br>8.7  |
| 自由民主党山形県薬剤師支部   | 主たる事務所の所在地 | 山形市前田町17番15号     | 山形市美畑町11-26        | 同<br>8.10 |
| 社会民主党山形支部       | 代 表 者      | 石 沢 秀 夫          | 豊 川 和 弘            | 同<br>9.3  |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称         | 異 動 事 項    | 内 容              |                    | 届出年月日          |
|-----------------|------------|------------------|--------------------|----------------|
|                 |            | 新                | 旧                  |                |
| 松 沢 洋 一 後 援 会   | 代 表 者      | 佐 藤 忠 吉          | 斎 藤 実              | 平成<br>21. 7.21 |
|                 | 会 計 責 任 者  | 五 十 嵐 久 芳        | 佐 藤 忠 吉            |                |
| 真室川町岸宏一後援会      | 主たる事務所の所在地 | 最上郡真室川町大字及位430-2 | 最上郡真室川町大字平岡1037-2  | 同              |
|                 | 代 表 者      | 佐 藤 忠 吉          | 斎 藤 実              |                |
|                 | 会 計 責 任 者  | 五 十 嵐 久 芳        | 佐 藤 忠 吉            |                |
| 山形県中小企業政策推進協議会  | 会 計 責 任 者  | 安 達 健 三          | 斎 藤 強              | 同<br>7.24      |
| 山 形 県 看 護 連 盟   | 主たる事務所の所在地 | 山形市松波四丁目1番39号 2F | 山形市松波三丁目6番19号 102号 | 同<br>7.27      |
| 山形県藤井もとゆき薬剤師後援会 | 主たる事務所の所在地 | 山形市前田町17番15号     | 山形市美畑町11番26号       | 同<br>8.6       |
| 山 形 県 薬 剤 師 連 盟 | 主たる事務所の所在地 | 山形市前田町17番15号     | 山形市美畑町11番26号       | 同              |
| かじわら宗明後援会       | 主たる事務所の所在地 | 酒田市北沢字新川作168     | 酒田市北沢字長面13番地の2     | 同<br>9.3       |
| 田 中 斉 後 援 会     | 主たる事務所の所在地 | 酒田市高見台二丁目18-2    | 酒田市宮野浦二丁目1-41      | 同<br>9.15      |
| 本間しんいち後援会       | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市羽黒町荒川字西田167-1 | 鶴岡市羽黒町川代字中川代245    | 同              |

## 山形県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成21年10月2日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 解散年月日      |
|----------|--------|------------|
| 阿部与士男後援会 | 阿部与士男  | 平成21. 7. 5 |
| 鈴木たけお後援会 | 鈴木耕一   | 平成21. 9. 2 |
| 新世紀の会    | 榎本政規   | 平成21. 9. 4 |

## 山形県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成21年10月2日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称  | 主たる事務所の所在地   | 代表者の氏名 | 届出年月日       |
|--------|---------|------------|--------------|--------|-------------|
| 阿部ひとみ  | 酒田市議会議員 | 阿部ひとみを励ます会 | 酒田市新堀字豊森12番地 | 阿部ひとみ  | 平成21. 7. 28 |

## 山形県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成21年10月2日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 異動事項  | 内容   |         | 届出年月日      |
|-----------|-------|-----------|-------|------|---------|------------|
|           |       |           |       | 新    | 旧       |            |
| 榎本政規      | 鶴岡市長  | 新世紀の会     | 公職の種類 | 鶴岡市長 | 鶴岡市議会議員 | 平成21. 9. 4 |

## 山形県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成21年10月2日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地   | 代表者の氏名 | 指定取消年月日    |
|------------------------|---------|-----------|--------------|--------|------------|
| 阿部 与士男                 | 酒田市議会議員 | 阿部与士男後援会  | 酒田市新堀字豊森12番地 | 阿部 与士男 | 平成21. 7. 5 |
| 榎本 政規                  | 鶴岡市長    | 新世紀の会     | 鶴岡市少連寺甲84    | 榎本 政規  | 同 9. 4     |

平成21年10月2日印刷  
平成21年10月2日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形 (631)2057 (631)2056